

# 御所市立名柄小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ対策についての基本的な方針

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

### (2) いじめ防止に対する基本的な考え方

上記法の趣旨のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの子どもにも・どの学校でも起こりうるものであり、またいじめは人間として絶対に許されない人権侵害である。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

### (3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校の判断により長期の期間を設定するものとする。

#### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

## 2 いじめの未然防止に向けて

### (1) いじめを許さない学校・学級づくり

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を児童一人一人にもたせ、また「いじめ」をはやしたて助長したり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されないという人権意識を培う。
- ② 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命及び人権を大切にす  
る心と態度を育成する。さらに人権教育、道徳教育の充実をはかり、児童の自主的  
体験活動を活性化し、児童間の豊かな人間関係を築く。

- ③ 学級活動や児童会活動などを活用して、児童自身が「いじめ」の問題解決に向けてどのように考えて行動するべきかを主体的に考えさせる。

## (2) いじめの未然防止に向けた手立て

### ① 学級経営の充実

- ア 児童一人一人のよさが発揮され、相互のちがいを認め合える学級をつくる。
- イ 児童の自主的活動を保障し、規律と活気のある学級づくりをすすめる。
- ウ 正しい言葉づかいができる児童を育てる。児童の言動にアンテナを張り、人権意識を欠いた言葉づかいには適切な指導を行う。
- エ 日々の児童の実態をよく把握し、変化のきざしを見逃さず、早期発見・早期対応につなげる。そのための手立てのひとつとしてQ-Uテストを活用する。

### ② 授業中における指導の充実

- ア 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- イ 「楽しい授業」「分かる授業」を通して児童の学び合いを保障する。
- ウ 自己主張がしにくい児童もいるため、教員が適切に支援を行い、満足感や達成感・連帯感がもてるように配慮する。

### ③ 「道徳の授業」の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、「いじめ」防止につながる題材を取りあげることが指導計画に位置付け、「いじめ」を許さない心情を高める授業を工夫する。

### ④ 学級活動の充実

話し合い活動の充実をはかり、いじめにつながるような学級の諸問題の解決をはかるため、ソーシャル・トレーニング等を活用し、人間関係のトラブルや「いじめ」の問題に直面した時の対処の仕方を身につけさせる。

### ⑤ 生命尊重やいじめ防止を目的とした取組の充実

毎月実施する「スマイル集会」等を活用し、学校全体で生命や人権を尊重する取組を行う。

### ⑥ 情報モラル教育の充実

パソコン、携帯電話を使って、意図的または無自覚にいじめを行う者また逆にいじめを受ける者となる場合が少なくない。そのため情報教育に関する授業のほか、道徳・学級活動と関連づけて情報モラル教育に取り組む。

## (3) いじめ防止等のための施策

### ① 学校いじめ防止基本方針の策定及び周知徹底

学校は、いじめの防止等のため、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。「学校いじめ防止基本方針」については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるような措置を講じ、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

さらに、基本方針の趣旨及び内容を周知するため、県教育委員会指導主事等を派遣して教職員向け研修会等を実施する。また、PTA や関係団体に向けた説明等をさまざまな機会を捉えて行い、学校のみならず、保護者や関係団体も連携・協力していじめを防止する体制づくりにつなげる。

## ② 教職員の資質の向上

人権意識といじめに対する正しい理解をもち児童の安全・安心を確保する姿勢を徹底する。また、些細なサインを見逃さないため、児童の雰囲気や敏感に察知する共感力やカウンセリングマインドの育成に努める。

## 3 いじめ防止等に係る年間計画

|     | 会議・研修                             | 未然防止            | 早期発見                |
|-----|-----------------------------------|-----------------|---------------------|
| 4月  | 児童実態交流                            | クラス開き           |                     |
| 5月  |                                   |                 | 家庭訪問期間              |
| 6月  | いじめ問題対策委員会<br>QUテスト考察<br>人権取組計画共有 |                 | いじめアンケート<br>QUアンケート |
| 7月  | 気になる児童研修<br>児童生徒見守り会議             | 人権作文募集          | 個人懇談                |
| 8月  | 人権授業指導案検討                         |                 |                     |
| 9月  | 児童実態交流<br>いじめ問題対策委員会              | 人権授業            | こころと生活等に関するアンケート    |
| 10月 |                                   |                 |                     |
| 11月 | 教育講演会                             | ネット・スマホ<br>出前講座 | いじめアンケート<br>QUアンケート |
| 12月 | いじめ問題対策委員会<br>QUテスト考察             | 入学者説明会          | 人権を確かめ合うアンケート       |
| 1月  | 児童実態交流                            | いじめ防止強化月間       |                     |
| 2月  | いじめ問題対策委員会                        |                 | いじめアンケート            |
| 3月  |                                   | 校種間連携           |                     |

## 4 いじめの早期発見・早期解決に向けて

### (1) いじめを発見する手立て

#### ① 教員と児童との日常の交流を通しての発見

業間の時間や昼休みの時間に、児童との会話・遊びの機会を多くとり、気になる児童の様子に目を配る。また、けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害

意識に考慮し、いじめに該当するか否かを判断する。

## ② アンケート調査の実施と分析

「いじめアンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組み、アンケートの集計や分析には、いじめ対策委員会が中心となってあたる。

## ③ 学級内の人間関係を客観的に把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展している場合もある。担任の思い込みを避けるために、適宜、職員会議等で情報交換を行う。また、Q-Uテストの考察を行うことで、一人一人の児童の状況把握を全職員で共通理解する。

## (2) 全職員の一致団結した問題の解決

① いじめ問題が起きた時は、担任だけで抱え込むことなく、直ちに生徒指導部・管理職に報告し、校長はいじめ対策委員会を招集する。いじめ対策委員会において対応を協議し、的確な役割分担のもと「いじめ」問題の早期解決にあたる。

② いじめ対策委員会が招集された事象においては、情報収集を綿密に行い、集められた情報は「いじめ事象記録カード」等を活用して記録しておく。

③ 事実確認を的確に行い、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

④ 「いじめ」があり、傍観者の立場にいる児童には「いじめ」を行っているのと同様であるということを指導する。

## (3) 家庭・専門機関との連携

① 学校内だけでなく、教育委員会に報告するとともに専門家と協力をして解決にあたる。

② いじめられている児童の心のケアを始めとして、児童の心の不安を取り除くためにスクールカウンセラー等と連携を取りつつ、指導にあたる。また、いじめが解消したとみられる場合でも、自尊感情が著しく低下したり、心的外傷により PTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられる。そこで引き続き、いじめを受けた児童を十分観察し、場合によっては、医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行っていく。

③ いじめ問題が起きたときには家庭との連携を密にし、学校側の取組については真摯に伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を得て指導にいかす。

## 5 いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) いじめ対策委員会

「いじめ」問題の解決をはかるため、（管理職、生徒指導部長、教務部長、人教部長、養護教員、当該学級担任）によるいじめ対策委員会を設置する。必要に応じてすみやか委員会は招集される。

## (2) 具体的な取組

- ① 学校いじめ防止基本方針の作成、実行、検証、見直し等
- ② いじめの相談窓口、情報収集、組織的な対応

## 6 重大事態への対処

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、速やかに市教育委員会に報告するとともに、いじめ対策委員会により早急に調査を行い、事態の解決に当たる。また、付属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

### (1) 調査結果を踏まえた対応

#### ① 加害児童に対する指導

調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させるようにする。また、必要に応じてその保護者に協力を求める。

#### ② 調査結果を踏まえた再発防止

法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、再発防止に努める。

### (2) 調査結果の公表

いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童やその保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、いじめを受けた児童・保護者及び、いじめを行った児童・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。

## 7 関係機関連絡先

|                 |              |              |
|-----------------|--------------|--------------|
| ・御所市教育委員会       | 62-3001      | 62-1683 (夜間) |
| ・御所市人権センター      | 65-2210      |              |
| ・御所市青少年センター     | 67-1896      |              |
| ・御所市こども家庭相談センター | 62-4512      |              |
| ・高田警察署 御所警察庁舎   | 63-0110      |              |
| ・奈良県教育委員会       | 0742-22-1101 |              |
| ・高田こども家庭相談センター  | 22-6079      |              |
| ・高田警察署          | 22-0110      |              |
| ・名柄駐在所          | 66-0220      |              |

平成 26 年 制定  
平成 28 年 12 月 一部改訂  
令和 3 年 3 月 一部改訂  
令和 3 年 9 月 一部改訂